



在宅福祉員とは

米子市内の各自治会の概ね50世帯に1人の配置で、米子市社会福祉協議会長が委嘱するボランティア活動です。

在宅福祉員の活動

活動としては、市や地区の社会福祉協議会が行う在宅福祉サービスや、地域の「ふれあい・いきいきサロン」等の福祉活動に参加して、「一人ひとりが住み慣れたまち（地域）で『安心』して暮らせること」を目指しています。

◎ 給食サービス

① 配食サービス型

高齢者に食べやすく栄養がある食事を定期的に提供することにより、健康維持管理、また配達時における安否確認、孤独感の解消などを図ることを目的としています。

② 会食サービス型

閉じこもりの防止、孤立感の解消を目的として、公民館・集会所等にて、昼食をはさんで、高齢者と地域住民とが、楽しい会話などを交えながらふれあう交流の場を提供します。

③ 実施回数

毎月1～2回（7・8月は食中毒防止のため中止）

◎ 見守り・援助活動

担当の在宅福祉員が、ひとり暮らしの高齢者宅を定期的に訪問していただきます。日頃から気を配ってもらい、元気でいらっしゃるか、何か不自由なことはないか、一声かけていただき、高齢者の話し相手になったり、安否の確認を行ったりする活動を進めていくことを目的としています。

◎ 公民館祭

給食サービス用の弁当を試作展示して広報します。



活動中の事故への対応

活動中の万一の事故やケガに備えて全員ボランティア活動保険に加入していただいています。

在宅福祉員の心がけ

- (1) あくまでボランティア活動であり、報酬はありません。
- (2) 活動の予定日に差し支えがあるときは、地区の社会福祉協議会へご連絡の上ご相談いただくなど、気軽に取り組んでいただければと思います。
- (3) 活動中に知り得た個人の秘密は、他に漏らさないようにしていただきます。

米子市社会福祉協議会在宅福祉員設置要項

1. 目的

在宅福祉員は、米子市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）及び地区社会福祉協議会（以

下「地区社協」という。)が行う在宅福祉サービス並びに地域福祉活動の実践に協力し、地域住民との連結体としての役割を担うために設置し、市民福祉の増進に資する。

2. 在宅福祉員

在宅福祉員は、在宅福祉及び地域福祉に深い関心と理解を有する者で、積極的に活動の実践に参画できる地域住民の中から地区社協会長の推薦により、市社協会長が委嘱する。

(1) 在宅福祉員は市内全町区に原則として1名配置する。

ただし、町内において世帯数が50世帯をこえる場合は、50世帯をこえる毎に1名増員配置する。

(2) 在宅福祉員の任期は2年とし、再任を妨げない。

ただし、補欠により就任した者は、前任者の残任期間とする。

3. 業 務

(1) 在宅福祉員は、市社協及び地区社協の行う在宅福祉サービス並びに地域福祉活動に参画し、目的の達成に協力するものとする。

(2) 在宅福祉員は、地区社協が開催する在宅福祉連絡協議会に出席し、実践内容の取得及び意見、情報の交換を図るとともに研修会等に参加し、資質の向上に努めるものとする。

(3) 在宅福祉員は、活動上知り得た個人の秘密については、他に漏らしてはならない。

4. 経 費

在宅福祉員設置に伴う経費は、市社協が負担する。

5. 事務処理

この事業の事務処理は、市社協事務局において行う。

6. 施 行

この要項は、昭和61年1月17日から施行する。

車尾地区在宅福祉員会 会則

(名称及び事務所)

第1条 この会は車尾地区在宅福祉員会と称し、事務局を車尾公民館内に置く。

(目的)

第2条 この会は、市社協および地区社協が行う在宅福祉サービスならびに地域福祉活動の実践に協力し、地域福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 在宅福祉サービスならびに地域福祉活動に参画

(2) 会員の研修に関する事業

(3) 関係団体との連携

(4) その他目的を達成するための事業

(組織)

第4条 この会の会員は、地域住民(地区公民館事業の対象区域住民)の中から、地区社協会長の推薦により市社協会長が委嘱する。

2 代表者は、地区在宅福祉員会長が務める。

3 在宅福祉員は、町区内に原則として1名配置する。ただし、町区内の世帯数が50世帯を超える場合は、超えるごとに1名増員配置する。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

・会長 1名・副会長 2名・監事 2名・会計 1名

2 役員は、総会において選任する。

(役員任期)

第6条 役員の任期は、その職務において役員たる者を除いて2年とし、再任は妨げない。

2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 この会の会議は、総会と、事業を実施するために必要な場合にその都度招集する。

(顧問)

第8条 この会に顧問を置くことができ、会長が委嘱する。

2 顧問は、会務について意見を述べ、必要により助言をすることができる。

(会計)

第9条 この会の経費は、助成金、その他の収入をもってこれに充てる。

2 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わるものとする。

(会則の改廃)

第10条 会則の改廃は、総会において行う。

附則 この規約は、平成18年4月1日から施行する。

(4) 自治会ごとの配置数

自治会名	配置数	自治会名	配置数
車尾2区	2名	中島	1名
車尾3区	2名	王子社宅	0名
車尾4区	3名	観音寺新町1丁目	1名
車尾5区	2名	観音寺新町2丁目	0名
車尾6区	3名	観音寺新町3丁目	2名
車尾7区	2名	観音寺新町4丁目	0名
観音寺	1名	観音寺新町5丁目	0名
戸上	1名		